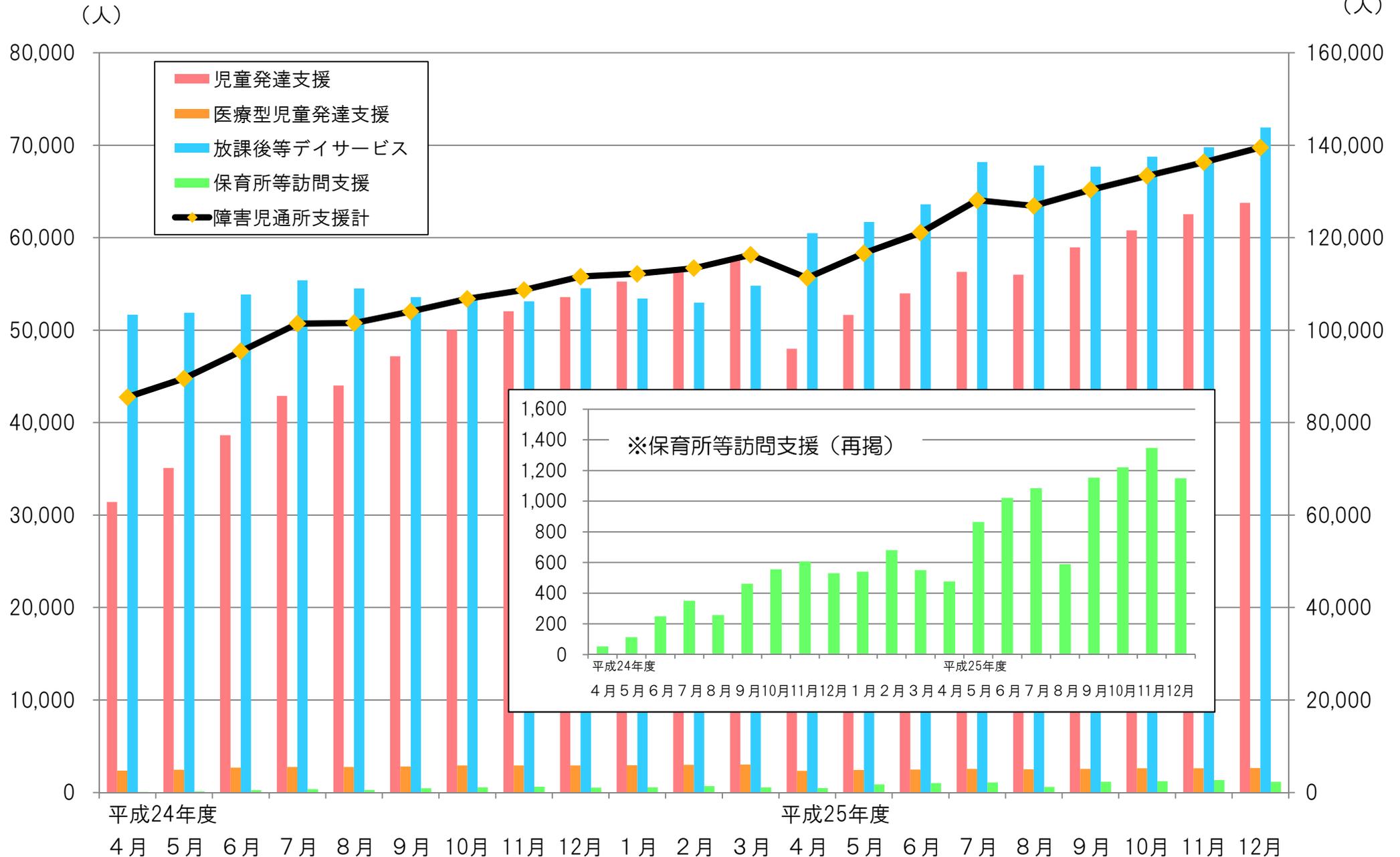


《障害児通所支援の利用者数の推移》

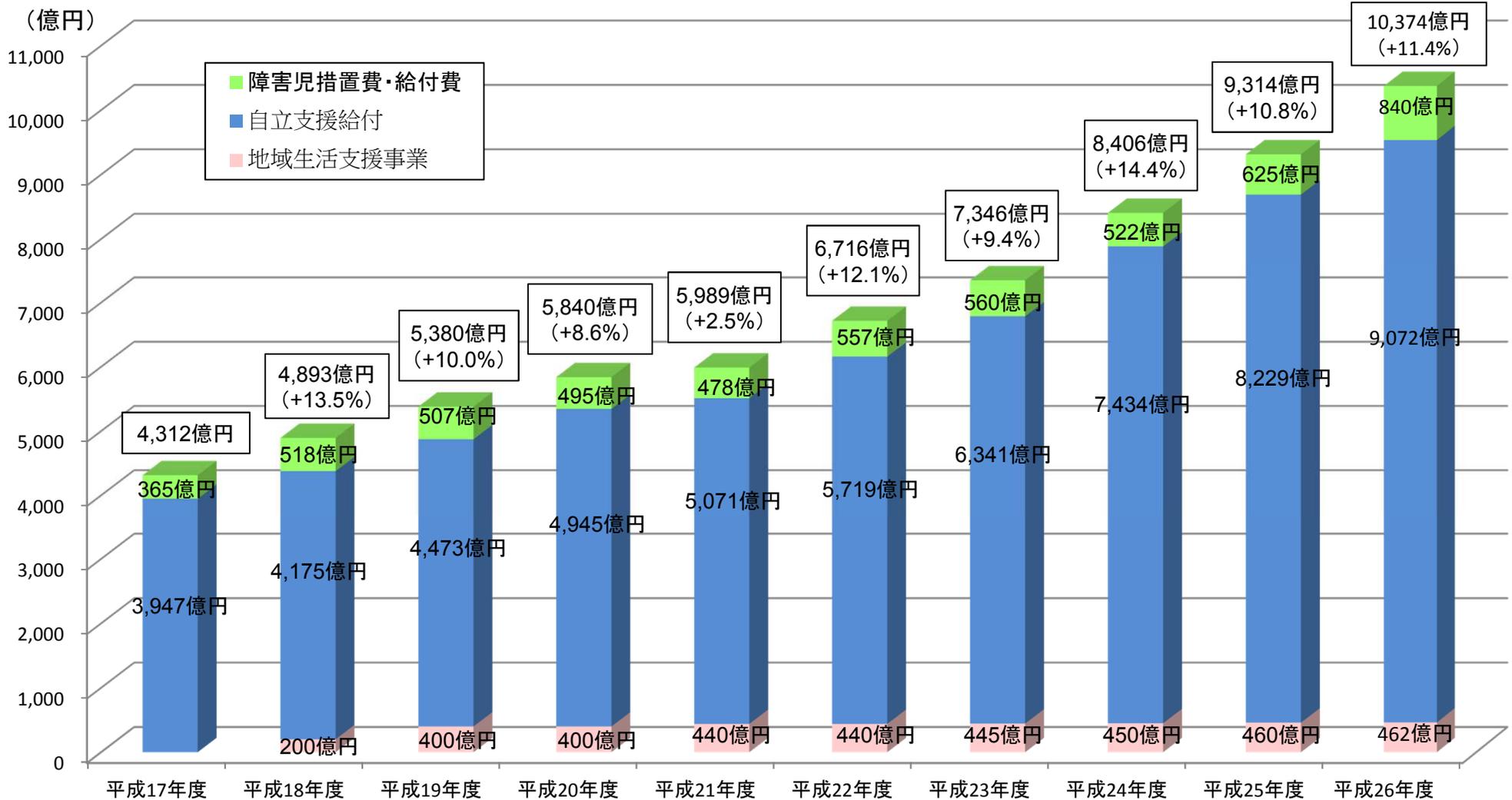
(参考1)
(通所支援計)



障害福祉サービス等予算の推移

(参考2)

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

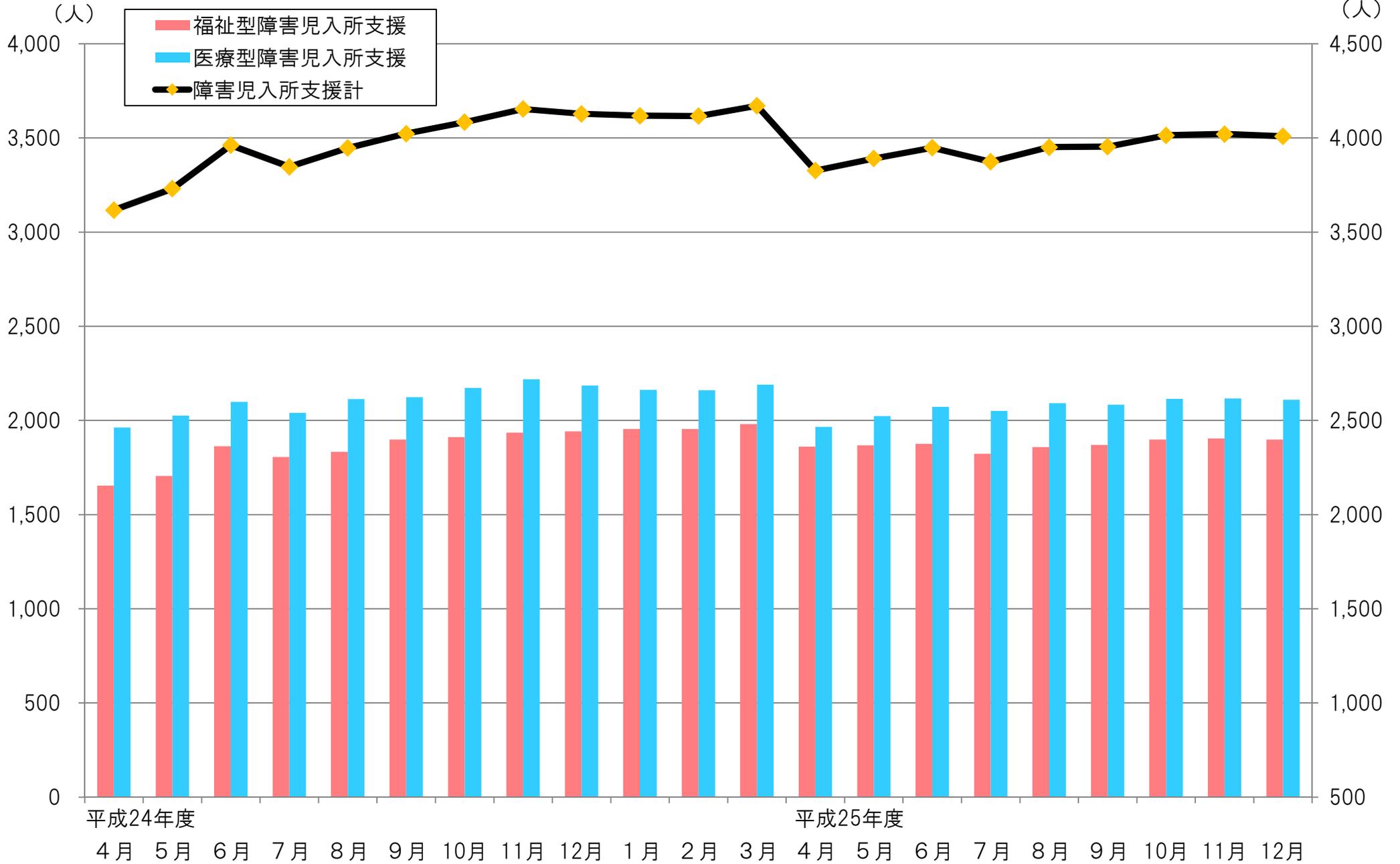
(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

「障害児入所支援の入所者数の推移」

(参考3)

(入所支援計)
(人)



障害児による障害福祉サービスの利用状況

(参考4)

		サービス名	障害児の利用者数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) <small>者 児</small>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	9,838
	重度訪問介護 <small>者</small>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う	22
	同行援護 <small>者 児</small>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	169
	行動援護 <small>者 児</small>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	2,945
	重度障害者等包括支援 <small>者 児</small>	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	0
日中活動系	短期入所(ショートステイ) <small>者 児</small>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	6,207
	療養介護 <small>者</small>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	3
	生活介護 <small>者</small>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	198
施設系	施設入所支援 <small>者</small>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	138
居住系	共同生活援助(グループホーム) <small>者</small>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	74
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) <small>者</small>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	5
	自立訓練(生活訓練) <small>者</small>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	133
	就労移行支援 <small>者</small>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	177
	就労継続支援(A型=雇用型) <small>者</small>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	47
	就労継続支援(B型) <small>者</small>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	146

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年12月現在の国保連データ。(共同生活援助は旧ケアホームと旧グループホームの数値を合算したもの)

障害児支援の「グランドデザイン」:「縦横連携」の全体のイメージ (参考5)

